

資料 1－3

特定個人情報保護評価の再実施について（予防接種に関する事務）

1 予防接種に関する事務について

(1) 予防接種の目的

予防接種とは、病気に対する免疫を付けるとともに、免疫を強くするためにワクチンを接種することをいう。ワクチンを接種した人が病気にかかるのを予防するとともに、社会に病気がまん延するのを防ぐことを目的としている。

(2) 予防接種に関する事務

予防接種法に基づき、各自治体が予防接種事務を実施している。

市民の接種歴は市町村において台帳管理することになっており、本市では予防接種台帳システムにて管理している。

(3) 特定個人情報

接種対象者の把握や接種履歴の管理、転出入者の接種記録の照会・提供のため、特定個人情報を取り扱う。

(4) 評価の再実施

重点項目評価を実施済みであるが、以下の事務の追加により評価の再実施を行う。

ア 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種

イ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種について

(1) 事務の概要

新型インフルエンザ等が発生した場合に、住民に対するワクチン接種を実施する。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項）

ア 新型インフルエンザ等

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの等の感染症をいう。

イ 対象人数 約97.8万人（接種対象者：本市全住民）

(2) 情報提供ネットワークシステムとの接続について

令和3年6月のデータ標準レイアウト改版の際に、特定個人情報88番に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が追加されたことから、情報連携が可能となり、特定個人情報保護評価の公表後に情報提供ネットワークシステムによる情報連携を開始する予定である。なお、令和3年度には当該情報連携に係るシステム改修を行った。

(3) 評価の再実施について

既存の予防接種に関する事務（対象人数約18万人）では重点項目評価を実施していたが、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種では、対象者が本市全住民（2回接種を想定）となり、しきい値判断の結果が変わることから、全項目評価を実施する。

資料 1－3

3 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種について

(1) 事務の概要

新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、希望する市民にワクチン接種を実施する。

(予防接種法附則第7条第1項、第2項により同法第6条第1項の臨時接種とみなして実施)

ア 対象人数 約94万人（接種対象者：接種日時点で5歳以上の本市住民）

イ 接種体制（令和4年8月31日現在）

個別接種	約300か所
集団接種	6か所

ウ 接種状況（令和4年8月31日現在）※VRS登録データによる

1回目		2回目		3回目		4回目	
接種人数	接種率	接種人数	接種率	接種人数	接種率	接種人数	接種率
803,040人	82.4%	798,628人	81.9%	643,698人	66.0%	225,439人	23.1%

(2) 情報提供ネットワークシステムとの接続について

令和4年6月のデータ標準レイアウト改版の際に、特定個人情報番号84番に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が追加されたことから、情報連携が可能となった。

特定個人情報保護評価の公表後に副本登録を行い、情報提供ネットワークによる情報連携が開始される予定である。

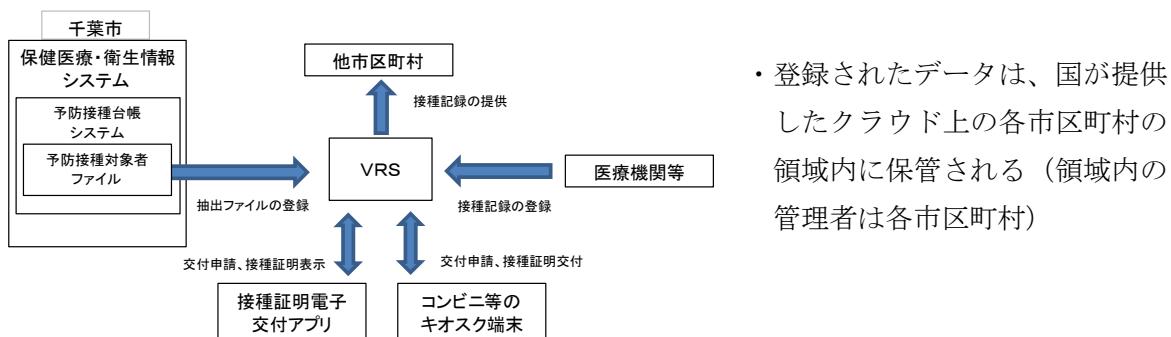
(3) ワクチン接種記録システム（VRS : Vaccination Record System）について

ア 概要

- ・従来の仕組み「予防接種台帳システム」：接種情報をデータ化するまで2～3ヶ月を要する。
- ・全国共通システム「VRS」：接種会場（市区町村、医療機関、企業等）にて接種情報を登録することで、登録後すぐに情報を参照できる。

⇒（効果）転出入時等の接種データ参照や、住民の求めに応じた接種証明の発行等円滑な対応が可能となった。

イ イメージ図



ウ VRSに登録されるデータ

接種者情報	個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報（氏名、生年月日、性別）
接種記録情報	自治体コード、接種券番号、接種状況（実施／未実施）、接種回、接種日 ワクチンのメーカー、ロット番号

4 評価再実施の概要

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種事務の追加

ア 評価書の主な変更点

個人番号を使う既存の予防接種対象者ファイル（対象人数：約18万人）に新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報を追加し、特定個人情報の提供を行う。

また、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を中間サーバーへ登録し、以下の事務において、特定個人情報を利用する。

- ①住民基本台帳をもとに予防接種対象者の選定
- ②予防接種実施結果の登録
- ③照会申請による予防接種履歴の照会
- ④交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票発行等
- ⑤予防接種により健康被害が生じた場合の給付金等の支給

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の追加

ア 評価書の主な変更点

- 新型コロナウイルスワクチンの接種記録の管理等を行うため、新たに以下の取扱いを追加する。
- ①新型コロナウイルスワクチンの接種記録を特定個人情報ファイルとして取り扱うこと
 - ②保健医療・衛生情報システムからVRSへの特定個人情報の登録
 - ③接種記録の管理及び他市区町村との接種記録の照会・提供（一括照会）
 - ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付
 - ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付
 - ⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付

イ 緊急時の事後評価

- ・実施機関による特定個人情報保護評価の事前実施は困難であることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象とされている。
- ・ワクチン接種記録システム（VRS）は、令和3年4月12日より使用を開始している。